

建設業等における酸素欠乏症等の予防 -特別教育テキスト- (No.141100)

〈第6版 令和6年11月26日〉

補 足 資 料

「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」が令和7年5月に公布されました。
テキストに掲載している関係法令の条文について、今後施行される改正条文を補足内容欄に掲載しますので、ご参照ください。

令和7年6月24日

頁・箇所	第6版（令和6年11月26日）	補足内容
6 5	第4条 労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。	第4条 労働者及び労働者以外の者で労働者と同じの場所において仕事の作業に従事するものは、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。 令和8年4月1日から施行
6 5	（統括安全衛生責任者） 第15条 事業者で、一の場所において行う事業の仕事の一部を請負人に請け負わせているもの（当該事業の仕事の一部を請け負わせる契約が二以上あるため、その者が二以上あることとなるときは、当該請負契約のうちの最も先次の請負契約における注文者とする。以下「元方事業者」という。）のうち、建設業その他政令で定める業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行う者（以下「特定元方事業者」という。）は、<u>その労働者及び</u>その請負人（元方事業者の当該事業の仕事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次の<u>すべての</u>請負契約の当事者である請負人を含む。以下「関係請負人」という。）<u>の労働者が当該場所において作業を行うときは、これらの労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、統括安全衛生責任者を選任し、その者に元方安全衛生管理者の指揮をさせるとともに、第30条第1項各号の事項を統括管理させなければならない。ただし、これらの労働者の数が政令で定める数未満であるときは、この限りでない。</u> 2～5（略）	（統括安全衛生責任者） 第15条 事業者で、一の場所において行う事業の仕事の一部を請負人に請け負わせているもの（当該事業の仕事の一部を請け負わせる契約が二以上あるため、その者が二以上あることとなるときは、当該請負契約のうちの最も先次の請負契約における注文者とする。以下「元方事業者」という。）のうち、建設業その他政令で定める業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行う者（以下「特定元方事業者」という。）は、<u>当該一の場所において、その労働者である作業従事者（事業を行う者が行う仕事の作業に従事する者をいう。以下同じ。）（当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該特定元方事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。）及びその請負人（元方事業者の当該事業の仕事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次の<u>全ての</u>請負契約の当事者である請負人を含む。以下「関係請負人」という。）に係る作業従事者が作業を行うときは、これらの作業従事者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、統括安全衛生責任者を選任し、その者に元方安全衛生管理者の指揮をさせるとともに、第30条第1項各号の事項を統括管理させなければならない。ただし、これらの作業従事者の数が政令で定める数未満であるときは、この限りでない。</u> 2～5（略） 令和8年4月1日から施行
6 6	第25条の2 建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事で、政令で定めるものを行う事業者は、爆発、火災等が生じたことに伴い<u>労働者の</u>救護に関する措置がとられる場合における労働災害の発生を防止するため、次の措置を講じなければならない。 1 <u>労働者の</u>救護に関し必要な機械等の備付け及び管理を行うこと。 2 <u>労働者の</u>救護に関し必要な事項についての訓練を行うこと。 3 前二号に掲げるもののほか、爆発、火災等に備えて、<u>労働者の</u>救護に関し必要な事項を行うこと。	第25条の2 建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事で、政令で定めるものを行う事業者は、爆発、火災等が生じたことに伴い<u>作業従事者の</u>救護に関する措置がとられる場合における労働災害の発生を防止するため、次の措置を講じなければならない。 1 <u>作業従事者の</u>救護に関し必要な機械等の備付け及び管理を行うこと。 2 <u>作業従事者の</u>救護に関し必要な事項についての訓練を行うこと。 3 前二号に掲げるもののほか、爆発、火災等に備えて、<u>作業従事者の</u>救護に関し必要な事項を行うこと。

頁・箇所	第 6 版（令和 6 年 11 月 26 日）	補足内容
	と。 2 （略）	うこと。 2 （略） 令和 8 年 4 月 1 日から施行
6 6	第 2 6 条 労働者は、事業者が第 20 条から第 25 条まで及び前条第 1 項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。	第 2 6 条 労働者及び労働者と同一の場所において <u>仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者は</u> 、事業者が第 20 条から第 25 条まで及び前条第 1 項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。 令和 8 年 4 月 1 日から施行
6 6	（元方事業者の講ずべき措置等） 第 2 9 条 元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならない。 2 元方事業者は、関係請負人又は関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行わなければならない。 3 前項の指示を受けた関係請負人又はその労働者は、当該指示に従わなければならない。	（元方事業者の講ずべき措置等） 第 2 9 条 元方事業者は、関係請負人及び関係請負人に係る作業従事者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならない。 2 元方事業者は、関係請負人又は関係請負人に係る作業従事者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行わなければならない。 3 前項の指示を受けた関係請負人又は関係請負人に係る作業従事者は、当該指示に従わなければならない。 令和 8 年 4 月 1 日から施行
6 7	（特定元方事業者等の講ずべき措置） 第 3 0 条 特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。 1 ～ 6 （略） 2 ～ 4 （略）	（特定元方事業者等の講ずべき措置） 第 3 0 条 特定元方事業者は、その労働者である作業従事者（当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該特定元方事業者に係る作業従事者が <u>ある場合には、当該者を含む。</u> ）及び関係請負人に係る作業従事者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。 1 ～ 6 （略） 2 ～ 4 （略） 令和 8 年 4 月 1 日から施行
6 7	（注文者の講ずべき措置） 第 3 1 条 特定事業の仕事を行なう注文者は、建設物、設備又は原材料（以下「建設物等」という。）を、当該仕事を行う場所においてその請負人（当該仕事の数回の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む。第 31 条の 4 において同じ。）の労働者に使用させるときは、当該建設物等について、当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。 2 （略）	（注文者の講ずべき措置） 第 3 1 条 特定事業の仕事を行なう注文者は、建設物、設備又は原材料（以下「建設物等」という。）を、当該仕事を行う場所においてその請負人（当該仕事の数回の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次の <u>全ての</u> 請負契約の当事者である請負人を含む。）に <u>係る作業従事者（労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者に限る。）</u> に使用させるときは、当該建設物等について、労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。 2 （略） 令和 8 年 4 月 1 日から施行

頁・箇所	第 6 版（令和 6 年 11 月 26 日）	補足内容
6 7	（安全衛生教育） 第 5 9 条 （略） 2 （略） 3 （略） （新設）	（安全衛生教育） 第 5 9 条 （略） 2 （略） 3 （略） 4 <u>作業従事役員等は、労働者と同一の場所において前項の業務に就くときは、同項に規定する教育を受けなければならない。</u> 令和 9 年 4 月 1 日から施行